

事務事業名		国保運営協議会運営事業		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業					
政策体系	政策名	安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間		予算科目					
	施策名	地域医療の充実		年度～		会計	款	項	目	事業	
	基本事業名	医療保険財政の健全化				10	01	03	01	00	
根拠法令		国民健康保険法第11条				事務事業区分					
所属	部課名	生活福祉部国保年金課		A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)							
	課長名	佐藤 信一									
	係名	国保係	電話						27-3111		
	担当者	武田貴子	内線						143		
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						全体計画(※期間限定複数年度のみ)					
<ul style="list-style-type: none"> ・国保法に定められ、国保事業の運営に関する重要な事項について市長からの諮問により審議する委員会 ・現在、委員の構成は、公益代表委員4人、保険医・保険薬剤師代表委員4人、被保険者代表委員4人で、任期は2年。 平成23年度に条例改正を行い、合併時の経過措置を規定している附則を削除した。これにより、委員の構成は、公益代表4人、保険医・保健薬剤師代表4人、被保険者代表4人の12名となり、平成24年度の改選から適用した。なお、被用者保険代表委員2名については、平成25年3月で任期が満了した。 ・主な業務は、諮問事項の検討、国保運営協議会の開催・記録、同委員の会議出席管理等 						総投入量	国庫支出金				
		事業費	都道府県支出金								
		内訳	地方債								
			その他								
			一般財源								
			事業費計(A)					0			
		(千円)	人件費								
			正規職員従事人数								
			延べ業務時間								
			人件費計(B)					0			
			トータルコスト(A)+(B)					0			
※全体計画欄の総投入量を記入											

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

国保運営協議会を4回開催し、諮問事項の協議を行った。また協議結果を市長に答申した。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

- ・諮問事項を協議する運営協議会を開催する
- ・協議結果を市長に答申する

② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

大船渡市国保運営協議会

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

国保事業の運営に関する重要な事項について、専門的な知識を生かし、意見交換及び審議等を行い、市の国保事業に反映させる意見等の答申を行う環境を整える。

④ 結果(基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか)

第三者機関として国保運営にかかわることにより、国保事業の透明性を高め、もって健全な国保事業運営に資する。

(2) 総事業費・指標等の推移

事業費 投入量	年 度 単位	27年度(実績)		28年度(実績)		29年度(目標)		30年度(目標)		31年度(目標)		32年度(目標)			
		国庫支出金	千円	都道府県支出金	千円	地方債	千円	その他	千円	一般財源	千円	事業費計(A)	千円	人件費	件
⑤活動指標	ア	回	4	3	4	3	3	3	3	776	770	770	770	6	3
⑥対象指標	イ	回	2	2	2	2	2	2	2	776	770	770	770	307	2
⑦成果指標	ウ									1,228	1,228	1,228	1,228	307	307
	カ	人	12	12	12	12	12	12	12	1,228	1,228	1,228	1,228	1,228	12
	キ									1,228	1,228	1,228	1,228	1,228	12
	ク									1,228	1,228	1,228	1,228	1,228	12
	サ	件	12	7	12	12	12	12	12	1,488	1,422	2,004	1,998	1,998	12
	シ									1,422	2,004	1,998	1,998	1,998	12
	ス									2,004	1,998	1,998	1,998	1,998	12

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

- ① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

国保制度は、昭和13年の国民健康保険法の制定により始まる社会保障制度であり、昭和23年に任意の国保組合から市町村公営の体制となった。国保運営協議会は、昭和27年の市制施行同年に設けられている。

(2) 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

昭和59年に、退職者医療制度が創設されたことに伴い、拠出者側の意向を反映させるため、被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができるようになった。その後、退職被保険者及びその被扶養者が相当数以上の市町村は委員を設置すべきとされたことから、昭和62年から、それまでの委員に、被用者保険等保険者代表委員2名を追加し協議会を構成していた。

平成27年の退職医療制度の廃止にも関連し、当市では被用者保険代表委員設置の基準以下であることから、平成23年の条例改正において被用者代表員についての文言を削除し、新たな被用者保険代表委員の委嘱は行わないこととした。また、合併時の経過措置を規定している附則を削除したことから、委員の構成は公益代表委員4人、保険医・保険薬剤師代表委員4人、被保険者代表委員4人となっている。

(3) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

国保関係者の立場で、地域に応じた事業運営についての意見を述べることができ、良いことであるとの意見が寄せられている。

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】 	国保関係者等の意見の反映により、より地域の実情に応じた事業の運営が図られ、社会保障の充実に繋がる。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】 	法定事項であるため (国保事業運営の主要な事項は市議会に諮り、実際の運用は市が行うものであるが、この協議会の設置は、地域の特性に応じた運営が行われるよう、関係者による意見の反映を目的とした法に基づくものである。)
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】 	国保事業を審議するため、法定事項として設置されている唯一の委員会であり、多様な分野から選出された委員で構成されていることから、他に審議の場を設ける必要は無いものと考える。
有効性評価	④ 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 	規則において、条例の制定・改廃、国保関係予算、国保税の税率等、国保事業に関する重要事項について審議することとしており、十分意見の反映の場となっている。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】 	法定事項につき廃止等不可
効率性評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 	成果を向上させることで事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 	会議の開催にかかる主な費用が報酬・出張旅費となっており、それ自体の削減は難しいが、各種会議への出席等については、その必要性に応じ取捨選択することで、ある程度の削減余地はあるものの、任期が短く、しかも複雑な国保制度の理解にはある程度の研修も必要であることから、拙速な削減はすべきではない。
公平性評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 	担当は職員1人(兼務)であり、また会議には関係職員の出席が必須なので、削減の余地はない。
			委員は、公益代表、医療機関等代表、一般被保険者代表、被用者保険代表(25年3月末をもって廃止。)から選出されており、特定の受益者への偏りは無い。また国保運営全般にわたる審議を行っており、公平性が保たれている。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性

- ① 現状維持
2 改革改善(縮小・統合含む)
3 終了・廃止・休止
- 

(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

複雑な国保制度を委員が短時間で理解するのは困難と思われることから、効率的な学習機会の提供と興味・関心を惹き起させる工夫が必要と思われる。

(2) 改革・改善による期待成果

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる結果について該当欄に「●」を記入する。
(終了・廃止・休止の場合は記入不要)

	コスト		
	削減	維持	増加
成績	向上		
	維持	●	✗
低下	✗	✗	✗

4 課長等意見

(1) 今後の方向性

- ① 現状維持
2 改革改善(縮小・統合含む)
3 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定事項であり継続して事業を実施する。